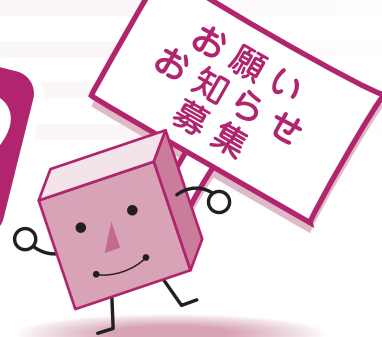
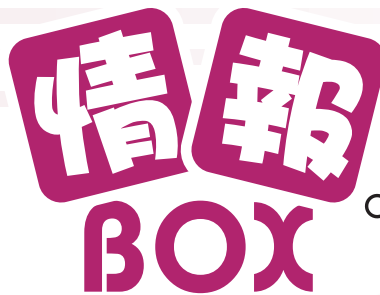


〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111 FAX387-5816	松 枝 公 民 館	☎387-0156
北 事 務 所	☎387-6266	総 合 会 館	☎387-8432
福祉健康センター	☎388-7171	福 社 会 館	☎387-1121
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	子育て支援センター	☎387-2664
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	町社会福祉協議会	☎387-5332
歴史民俗資料館	☎388-0161		



10月1日は「法の日」です 岐阜地方・家庭裁判所

人々が幸せな生活を送るためには、個人の自由が保障されなければなりません。しかし、個人個人の言動や行動が無制限に許されることはありません。

なぜなら、個々人は同じように尊重されるべき自由を持っており、それぞれの自由が衝突することもあるからです。そのような場合に法は、個人と個人との自由の調和を図って、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たすこととなります。

また、法は国に対し、国による権限行使が適正な内容と手続きの下に行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。

無料法律相談所と裁判員制度広報スペースの開設

【日 時】10月5日(金) 午前10時～午後3時

【場 所】マーサ21 4階 マーサホールと1階セントラルコート

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日) 総務課

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国の行政機関や、NTTなどの特殊法人・独立行政法人の仕事に対して苦情や要望をお持ちになったことはありませんか？

当町では、岩田修さんと川口淑さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱され、その解決と実現を図るため、自宅で随時相談に応じています。

また、今月は通常相談以外に17日(水)、18日(木)に行われる特別町民合同相談でも行政相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、総務省岐阜行政評価事務所(岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 ☎0570-090110)では、いつでも行政相談に応じています。

特別町民合同相談

総務課

区 分	相 談 員	相 談 日	時 間	場 所	内 容
法律相談	弁護士	18日(木)	10:00～ 15:00	福祉会館	取引・離婚などの法律的なこと
悩みごと相談	悩みごと相談員	17日(水)			家庭内・近隣の悩みごと
行政相談	行政相談委員・岐阜行政評価事務所職員	17日(水)			国の行政機関やNTTなどの特殊法人などの仕事に対する要望・苦情
人権相談	人権擁護委員・法務局職員	18日(木)			いやがらせ・名誉毀損など
心配ごと相談	民生委員				家庭内・近隣の心配ごと

※法律相談のみ予約制です。法律相談を希望されるかたは、10月9日(火)までに電話で総務課(内線208)へお申し込みください。時間の関係上、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

10月は労働保険適用促進月間 岐阜労働局

ひとりでも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、職場の皆さんが安心して働くための保険制度です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷、病気、あるいは死亡された場合に労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。

臨時、アルバイトであっても雇用した労働者はすべて対象となります。

「雇用保険」は労働者が失業したとき、教育訓練を受講したとき、または在職中の60歳～65歳未満の労働者の賃金が60歳到達時の賃金に比べて25%以上低下した場合や、育児休業・介護休業中の労働者に2割以上の賃金低下があった場合に必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成制度があります。

パートタイム労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用見込みが1年以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

未加入の事業主はすぐに手続きをしてください。

詳しくは、岐阜労働局労働保険徴収室(☎245-8115)または、最寄の労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)労働保険事務組合へお尋ねください。

特別弔慰金の請求はお済みですか? 福祉健康課

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求期限は、平成20年3月31日までです。この期限を過ぎますと、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

対象者は、戦没者などの死亡当事のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金などを受けるかたがない場合に、特別弔慰金が支給されます。

対象となるご遺族のかたでまだ請求されていないかたは、福祉健康課までお問い合わせください。